事　務　連　絡
令和５年５月２日

保護者 様

富士宮市教育委員会
（教育部・学校教育課）
富士宮市立黒田小学校
校長　　米津　英郎

新型コロナウイルス感染防止に係る学校における対応について

日頃より本市の教育活動に対しまして、御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、令和５年５月８日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、季節性インフルエンザと同じ「５類感染症」に変更されます。

５月８日以降の学校教育活動におきましては、下記のとおり対応しますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

１　学校教育活動における感染症対策について

⑴家庭と連携してお子様の健康状態の把握に努め、基本的な感染症対策（手洗い、咳エチケット、換気）を引き続き行います。

⑵お子様に発熱や咽頭痛（のどの痛み）、咳等の普段と異なる症状が見られる場合には、無理をせずに、自宅で休養するようにしてください。

２　出席停止について

⑴医療機関を受診または自己検査キットを使用して新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合は出席停止となります。

＜発症から再登校までの流れ＞

①新型コロナウイルス感染症と診断（判定）されたら、学校に電話連絡する。

②学校のホームページ等で第 15 様式の３「出席停止解除にかかわる証明書」をダウンロードする。

③１日２回検温し、「出席停止解除にかかわる証明書」に記録する。

出席停止期間：発症した後５日を経過し、かつ症状が軽快した後１日を経過するまで。

④第 15 様式の３「出席停止解除にかかわる証明書」持って登校し、学校に提出する。※出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用を推奨する。

(2) ５月８日以降は、濃厚接触者の特定は行われないこととなります。今まで、同居家族が感染した場合や、感染者と感染対策を行わずに飲食を共にした場合には出席停止の対象となっていましたが、今後は、出席停止の対象となりません。

(3) **今まで、本人に発熱や咽頭痛（のどの痛み）、咳等の症状が見られる場合には出席停止の対象となっていましたが、今後は、出席停止の対象となりません。**

(4) 感染が不安で休ませたい場合については、学校に問い合わせ願います。

(5) ５月８日前に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合は、改正後の出席停止の期間が適用されます。

２　学級閉鎖等について

学級閉鎖等の連絡は、該当する保護者の皆様に、学校から直接、メール等で連絡します。

３　その他

(1) ５月８日以降は、「新型コロナウイルス感染症が市内で発生した場合の富士宮市小中学校の対応に係るフロー　R4.8.24 版」は廃止します。

(2) **学校内で感染が広がる恐れがある場合には、子供たちの安全・安心のため、マスクの着用を求める等、学校独自の対応をすることもありますので御理解願います。**